

令02原機（大安）098  
令和3年1月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉敏雄（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の  
廃棄物管理施設保安規定の変更について（認可申請）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定により、下記のとおり変更認可申請します。

## 記

### 1. 変更の内容

平成8年3月29日付け8安（廃規）第20号をもって許可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた廃棄物管理施設保安規定を別添のとおり変更する。

なお、変更の内容等の概要は、以下のとおり。

(1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）の一部改正に伴う変更

- ① 別表第6-3について、眼の水晶体の等価線量に係る線量限度を変更する。
- ② 別表第6-22について、眼の水晶体の等価線量に係る警戒線量を変更する。

(2) 立入制限区域の基準の変更

- ① 別表第6-10について、立入制限区域の基準を変更する。

(3) 放射線作業に係る記載の適正化

- ① 放射線作業の実施に係る記録名を変更する。
- ② 別表第6-11について、特殊放射線作業計画書の提出に係る基準を変更する。

(4) 個人線量計の区分の明確化

- ① 個人線量計のうち、個人の被ばく管理又は作業管理を目的とする線量計を補助線量計と区分する。
- ② 個人線量計のうち、放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする線量計を基本線量計と区分する。

(5) 記載の適正化に係る変更

別表第2の2-3について、文書名の変更及び文書番号の追加を行う。

### 2. 変更の理由

(1) 線量告示の一部改正に伴い、眼の水晶体の等価線量限度が変更されたため。

(2) 立入制限区域の管理の適正化を図るため。

(3) 放射線作業の管理の適正化を図るため。

(4) 個人線量計の区分を明確化するため。

(5) 品質マネジメントシステム文書体系を最新の情報に更新するため。

3. 施行期日

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の  
廃棄物管理施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可証番号
1	平成 9年3月14日	9安(廃規)第9号
2	平成10年9月30日	10安(廃規)第46号
3	平成11年3月31日	11安(廃規)第9号
4	平成11年12月1日	11安(廃規)第66号
5	平成12年1月21日	12安(廃規)第1号
6	平成12年11月21日	12安(廃規)第51号
7	平成12年12月28日	12安(廃規)第69号
8	平成13年3月28日	平成13・03・26原第31号
9	平成14年5月23日	平成14・03・06原第7号
10	平成15年3月28日	平成15・03・20原第3号
11	平成16年6月1日	平成15・12・25原第19号
12	平成17年4月13日	平成17・03・31原第5号
13	平成17年9月29日	平成17・08・30原第20号
14	平成18年3月31日	平成18・03・10原第3号
15	平成21年2月20日	平成20・10・31原第28号
16	平成21年3月30日	平成21・03・02原第30号
17	平成22年3月31日	平成22・03・18原第9号
18	平成23年1月12日	平成23・01・05原第4号
19	平成24年1月31日	平成23・11・18原第9号
20	平成24年4月18日	平成24・03・27原第3号
21	平成24年7月31日	20120709原第19号
22	平成26年3月28日	原規規発第1403284号
23	平成28年3月31日	原規規発第16033147号
24	平成30年3月22日	原規規発第18032216号
25	平成30年8月28日	原規規発第1808281号
26	令和 2年11月20日	原規規発第2011203号

廃棄物管理施設保安規定  
新旧対照表

令和3年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所

変更前	変更後	備考
<p>目次（省略）</p> <p>第1章 総則 第1条～第4条（省略）</p> <p>第2章 保安管理体制 第5条～第13条（省略）</p> <p>第2章の2 品質マネジメント計画 第13条の2（省略）</p> <p>第3章 運転管理 第14条～第31条（省略）</p> <p>第4章 核燃料物質等の運搬 第32条～第34条（省略）</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理 第35条～第53条の4（省略）</p> <p>第6章 放射線管理 第54条～第67条（省略）</p> <p>（管理区域に係る遵守事項） 第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>（1）第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>（2）個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>（3）喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>（4）第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1項第4号のうち、個人線量計が汚染した旨の通報を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。</p> <p>第61条～第67条（省略）</p>	<p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 総則 第1条～第4条（変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制 第5条～第13条（変更なし）</p> <p>第2章の2 品質マネジメント計画 第13条の2（変更なし）</p> <p>第3章 運転管理 第14条～第31条（変更なし）</p> <p>第4章 核燃料物質等の運搬 第32条～第34条（変更なし）</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理 第35条～第53条の4（変更なし）</p> <p>第6章 放射線管理 第54条～第59条（変更なし）</p> <p>（管理区域に係る遵守事項） 第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>（1）第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>（2）個人線量計<u>（放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする基本線量計又は個人の被ばく管理若しくは作業管理を目的とする補助線量計）</u>を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>（3）喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>（4）第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>3 課長は、第1項第4号のうち、個人線量計が汚染した旨の通報を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。</p> <p>第61条～第67条（変更なし）</p>	<p>個人線量計の区分の明確化</p>

○廃棄物管理施設保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
<p>（放射線作業前の措置）</p> <p>第68条 廃棄物管理課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>（2）線量を低くするための措置</p> <p>（3）作業に伴う線量</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>（放射線作業届）</p> <p>第69条 廃棄物管理課長は、放射線作業が別表第6-1-1に掲げる基準を超えると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した<u>放射線作業届</u>を作成し、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>（1）作業の場所及び期間</p> <p>（2）作業責任者及び放射線業務従事者の氏名</p> <p>（3）作業の内容</p> <p>（4）作業に係る計画線量</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の同意に係る作業が行われるときは、当該作業に立ち会わなければならない。</p> <p>（放射線作業後の措置）</p> <p>第70条 廃棄物管理課長は、前条に規定する<u>放射線作業届</u>に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項について記録を作成し、その写しを放射線管理第2課長に送付しなければならない。</p> <p>（1）<u>ポケット線量計等の個人線量計</u>により測定した放射線業務従事者の線量</p> <p>（2）放射線業務従事者の身体汚染の有無</p> <p>（3）当該作業に関わる計画外の事態が発生した場合は、その内容及び講じた措置</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第71条～第73条（省略）</p> <p>第2款 線量の測定及び評価</p> <p>（外部被ばくによる線量の測定及び評価）</p> <p>第74条 環境監視線量計測課長は、<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の評価を行わなければならない。ただし、作業管理のために着用する<u>ポケット線量計</u>による外部被ばくに係る線量の測定は、当該作業を管理する課長が行わなければならない。</p> <p>2 課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者が使用した<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>を、次の各号に掲げる場合には環境監視線量計測課長に送付しなければならない。</p> <p>（1）放射線業務従事者の指定を解除したとき。</p>	<p>（放射線作業前の措置）</p> <p>第68条 廃棄物管理課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>（2）線量を低くするための措置</p> <p>（3）作業に伴う線量</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>（放射線作業の実施）</p> <p>第69条 廃棄物管理課長は、放射線作業が別表第6-1-1に掲げる基準を超えると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した<u>特殊放射線作業計画書</u>を作成し、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>（1）作業場所及び作業期間</p> <p>（2）作業責任者及び放射線業務従事者の氏名</p> <p>（3）作業の内容</p> <p>（4）作業に係る計画線量</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の同意に係る作業が行われるときは、当該作業に立ち会わなければならない。</p> <p>（放射線作業後の措置）</p> <p>第70条 廃棄物管理課長は、前条に規定する<u>特殊放射線作業計画書</u>に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項について記録を作成し、その写しを放射線管理第2課長に送付しなければならない。</p> <p>（1）<u>補助線量計</u>により測定した放射線業務従事者の線量</p> <p>（2）放射線業務従事者の身体汚染の有無</p> <p>（3）当該作業に関わる計画外の事態が発生した場合は、その内容及び講じた措置</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第71条～第73条（変更なし）</p> <p>第2款 線量の測定及び評価</p> <p>（外部被ばくによる線量の測定及び評価）</p> <p>第74条 環境監視線量計測課長は、<u>基本線量計</u>による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の評価を行わなければならない。ただし、作業管理のために着用する<u>補助線量計</u>による外部被ばくに係る線量の測定は、当該作業を管理する課長が行わなければならない。</p> <p>2 課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者が使用した<u>基本線量計</u>を、次の各号に掲げる場合には環境監視線量計測課長に送付しなければならない。</p> <p>（1）放射線業務従事者の指定を解除したとき。</p>	<p>第69条の見出しの変更</p> <p>記録名の変更</p> <p>記録名の変更</p> <p>個人線量計の区分の明確化（以下同じ。）</p>

変更前	変更後	備考												
<p>(2) 4月1日を始期とする各3月間の末日。ただし、部長に妊娠を申し出た女子にあつては、出産までの間につき毎月の末日</p> <p>(3) <u>ポケット線量計等</u>による測定結果が別表第6-12に掲げる基準を超えたとき。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の規定により<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>の送付を受けたときは、第88条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>第75条～第87条（省略）</p> <p>第6節 原子力科学研究所の保安管理組織との関係</p> <p>（原子力科学研究所へ依頼することができる放射線管理に係る保安管理業務の範囲）</p> <p>第88条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる放射線管理に係る保安管理業務を、原子力科学研究所原子炉施設保安規定に定める同表の右欄に掲げる者に依頼することができる。</p> <table border="1" data-bbox="181 840 1181 1260"> <thead> <tr> <th>大洗研究所の保安管理組織</th> <th>原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務</th> <th>原子力科学研究所の保安管理組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境監視線量計測課長</td> <td>(1) <u>ガラス線量計等の個人線量計</u>による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)</td> <td>線量管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 外部放射線に係る線量等の算定は、告示第10条により行う。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、線量管理課長に前項の表の中欄第1号に掲げる業務を依頼するときは、<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>を線量管理課長に送付しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、線量管理課長に第1項の表の中欄第2号に掲げる業務を依頼するときは、線量管理課長が指定する場所にその者を赴かせ、又は必要な試料を線量管理課長に送付しなければならない。</p> <p>第89条～第90条（省略）</p> <p>第3款 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>（放射線被ばくに係る異常の場合の措置）</p> <p>第91条 環境監視線量計測課長は、第74条第3項又は第75条第3項の規定により措置し、その結果の通知を受けた場合において、線量が別表第6-22に掲げる警戒線量又は</p>	大洗研究所の保安管理組織	原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務	原子力科学研究所の保安管理組織	環境監視線量計測課長	(1) <u>ガラス線量計等の個人線量計</u> による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)	線量管理課長	<p>(2) 4月1日を始期とする各3月間の末日。ただし、部長に妊娠を申し出た女子にあつては、出産までの間につき毎月の末日</p> <p>(3) <u>補助線量計</u>による測定結果が別表第6-12に掲げる基準を超えたとき。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の規定により<u>基本線量計</u>の送付を受けたときは、第88条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>第75条～第87条（変更なし）</p> <p>第6節 原子力科学研究所の保安管理組織との関係</p> <p>（原子力科学研究所へ依頼することができる放射線管理に係る保安管理業務の範囲）</p> <p>第88条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる放射線管理に係る保安管理業務を、原子力科学研究所原子炉施設保安規定に定める同表の右欄に掲げる者に依頼することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1377 840 2377 1260"> <thead> <tr> <th>大洗研究所の保安管理組織</th> <th>原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務</th> <th>原子力科学研究所の保安管理組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境監視線量計測課長</td> <td>(1) <u>基本線量計</u>による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)</td> <td>線量管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 外部放射線に係る線量等の算定は、告示第10条により行う。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、線量管理課長に前項の表の中欄第1号に掲げる業務を依頼するときは、<u>基本線量計</u>を線量管理課長に送付しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、線量管理課長に第1項の表の中欄第2号に掲げる業務を依頼するときは、線量管理課長が指定する場所にその者を赴かせ、又は必要な試料を線量管理課長に送付しなければならない。</p> <p>第89条～第90条（変更なし）</p> <p>第3款 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>（放射線被ばくに係る異常の場合の措置）</p> <p>第91条 環境監視線量計測課長は、第74条第3項又は第75条第3項の規定により措置し、その結果の通知を受けた場合において、線量が別表第6-22に掲げる警戒線量又は</p>	大洗研究所の保安管理組織	原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務	原子力科学研究所の保安管理組織	環境監視線量計測課長	(1) <u>基本線量計</u> による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)	線量管理課長	
大洗研究所の保安管理組織	原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務	原子力科学研究所の保安管理組織												
環境監視線量計測課長	(1) <u>ガラス線量計等の個人線量計</u> による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)	線量管理課長												
大洗研究所の保安管理組織	原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務	原子力科学研究所の保安管理組織												
環境監視線量計測課長	(1) <u>基本線量計</u> による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)	線量管理課長												

○廃棄物管理施設保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考
<p>線量限度を超えたことを認めるときは、放射線管理部長に通報しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通知を受けたときは、廃棄物管理課長を経由して本人に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長の協力を得て、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばく防止の措置を講じなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置を環境保全部長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により外部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めた場合において、内部被ばくに係る線量の測定及び評価の必要があると認めるときは、第88条第3項の規定により措置しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により内部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めるときは、その都度その者の<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>について、第88条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>9 環境監視線量計測課長は、前2項の措置の結果得られた外部被ばくに係る線量と内部被ばくに係る線量を合算して、その結果を放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第92条～第98条（省略）</p> <p>第7章 保守管理 第99条～第103条（省略）</p> <p>第8章 異常時の通報 第104条～第106条（省略）</p> <p>第9章 非常の場合に講ずべき処置 第107条～第118条（省略）</p> <p>第10章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第119条（省略）</p> <p>第11章 保安教育 第120条～第122条（省略）</p> <p>第12章 記録及び報告 第123条～第126条（省略）</p> <p>第13章 定期的な評価 第127条～第131条（省略）</p>	<p>線量限度を超えたことを認めるときは、放射線管理部長に通報しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通知を受けたときは、廃棄物管理課長を経由して本人に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長の協力を得て、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばく防止の措置を講じなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置を環境保全部長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により外部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めた場合において、内部被ばくに係る線量の測定及び評価の必要があると認めるときは、第88条第3項の規定により措置しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により内部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めるときは、その都度その者の<u>基本線量計</u>について、第88条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>9 環境監視線量計測課長は、前2項の措置の結果得られた外部被ばくに係る線量と内部被ばくに係る線量を合算して、その結果を放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第92条～第98条（変更なし）</p> <p>第7章 保守管理 第99条～第103条（変更なし）</p> <p>第8章 異常時の通報 第104条～第106条（変更なし）</p> <p>第9章 非常の場合に講ずべき処置 第107条～第118条（変更なし）</p> <p>第10章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第119条（変更なし）</p> <p>第11章 保安教育 第120条～第122条（変更なし）</p> <p>第12章 記録及び報告 第123条～第126条（変更なし）</p> <p>第13章 定期的な評価 第127条～第131条（変更なし）</p>	

変更前	変更後	備考																									
<p>別表第1-1～別表第2の2-2（省略）</p> <p>別表第2の2-3 品質マネジメントシステム文書体系</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>別表第1-1～別表第2の2-2（変更なし）</p> <p>別表第2の2-3 品質マネジメントシステム文書体系</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>眼の水晶体の等価線量限度変更に伴う見直し</p>																									
<p>別表第3-1～別表第6-2（省略）</p> <p>別表第6-3 放射線業務従事者に係る線量限度</p> <table border="1" data-bbox="121 579 1240 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">実効線量限度</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>皮膚</th> <th>眼の水晶体</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線業務従事者</td> <td>(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 注1) 注2) 5 mSv/3月 (4) 妊娠中である女子 注2) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv</td> <td>500 mSv/年</td> <td>150 mSv/年</td> <td>本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2 mSv</td> </tr> </tbody> </table>			実効線量限度	等価線量限度			皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面	放射線業務従事者	(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 注1) 注2) 5 mSv/3月 (4) 妊娠中である女子 注2) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv	500 mSv/年	150 mSv/年	本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2 mSv	<p>別表第3-1～別表第6-2（変更なし）</p> <p>別表第6-3 放射線業務従事者に係る線量限度</p> <table border="1" data-bbox="1308 579 2436 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">実効線量限度 注1)</th> <th colspan="3">等価線量限度</th> </tr> <tr> <th>皮膚</th> <th>眼の水晶体</th> <th>妊娠中である女子の腹部表面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線業務従事者</td> <td>(1) 100 mSv/5年 注2) (2) 50 mSv/年 (3) 女子 注3) 注4) 5 mSv/3月 (4) 妊娠中である女子 注4) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv</td> <td>500 mSv/年</td> <td>(1) 100 mSv/5年 注2) (2) 50 mSv/年</td> <td>本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2 mSv</td> </tr> </tbody> </table>		実効線量限度 注1)	等価線量限度			皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面	放射線業務従事者	(1) 100 mSv/5年 注2) (2) 50 mSv/年 (3) 女子 注3) 注4) 5 mSv/3月 (4) 妊娠中である女子 注4) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv	500 mSv/年	(1) 100 mSv/5年 注2) (2) 50 mSv/年
		実効線量限度		等価線量限度																							
	皮膚		眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面																							
放射線業務従事者	(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 注1) 注2) 5 mSv/3月 (4) 妊娠中である女子 注2) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv	500 mSv/年	150 mSv/年	本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2 mSv																							
	実効線量限度 注1)	等価線量限度																									
		皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面																							
放射線業務従事者	(1) 100 mSv/5年 注2) (2) 50 mSv/年 (3) 女子 注3) 注4) 5 mSv/3月 (4) 妊娠中である女子 注4) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv	500 mSv/年	(1) 100 mSv/5年 注2) (2) 50 mSv/年	本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2 mSv																							
<p>注1) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。）については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量。</p> <p>注2) (1)及び(2)を含む。</p> <p>別表第6-4～別表第6-9（省略）</p>	<p>注1) 実効線量は、外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められたものである。</p> <p>注2) 平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間</p> <p>注3) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。）については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量。</p> <p>注4) (1)及び(2)を含む。</p> <p>別表第6-4～別表第6-9（変更なし）</p>																										

○廃棄物管理施設保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更部分）

変更前	変更後	備考																																																																
<p>別表第6-10 立入制限区域の基準</p> <table border="1" data-bbox="121 275 1234 520"> <tr> <th>線量当量率</th> <th>空気中の放射性物質の濃度 (8時間平均)</th> <th colspan="2">表面密度</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>1 mSv / 週</u> (注)</td> <td rowspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値 (注)</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4 Bq / cm<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>40 Bq / cm<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>(注) 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入摂取するおそれがある場合にあっては、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による一年間の実効線量の五十ミリシーベルトに対する割合と空気中の放射性物質の濃度のその放射性物質について告示第6条第1号から第4号の濃度に対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度</p> <p>別表第6-11 放射線作業届の提出に係る基準</p> <table border="1" data-bbox="121 814 997 1188"> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注)</td> <td>実効線量</td> <td>1 mSv</td> </tr> <tr> <td>等価線量</td> <td>眼の水晶体 <u>5</u> mSv 皮膚 <u>15</u> mSv</td> </tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td> <td colspan="2">10 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>作業区域内空気中の放射性物質の濃度 (8時間平均)</td> <td colspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(注) 定常的な作業の場合を除く。</td> </tr> </table> <p>別表第6-12 ガラス線量計等の個人線量計を臨時に測定する場合の基準</p> <table border="1" data-bbox="189 1356 1279 1545"> <tr> <th>線 量 区 分</th> <th>線量 (ポケット線量計等による測定値)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部被ばくに係る実効線量</td> <td>1 mSv / 日</td> </tr> <tr> <td>4 mSv / 月</td> </tr> </table> <p>別表第6-13～別表第6-21 (省略)</p>	線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	表面密度		<u>1 mSv / 週</u> (注)	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値 (注)	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq / cm <sup>2</sup>	アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq / cm <sup>2</sup>	区 分	基 準 値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注)	実効線量	1 mSv	等価線量	眼の水晶体 <u>5</u> mSv 皮膚 <u>15</u> mSv	作業区域内の線量当量率	10 mSv/h		作業区域内空気中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの			(注) 定常的な作業の場合を除く。			線 量 区 分	線量 (ポケット線量計等による測定値)	外部被ばくに係る実効線量	1 mSv / 日	4 mSv / 月	<p>別表第6-10 立入制限区域の基準</p> <table border="1" data-bbox="1314 275 2427 520"> <tr> <th>線量当量率</th> <th>空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)</th> <th colspan="2">表面密度</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>1 mSv / h</u></td> <td rowspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4 Bq / cm<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>40 Bq / cm<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>別表第6-11 特殊放射線作業計画書の提出に係る基準</p> <table border="1" data-bbox="1344 814 2190 1104"> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> <tr> <td colspan="2">実効線量</td> <td>1 mSv / 週</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>1</u> mSv / 週</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td><u>10</u> mSv / 週</td> </tr> <tr> <td colspan="3">当該施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>別表第6-12 基本線量計を臨時に測定する場合の基準</p> <table border="1" data-bbox="1383 1356 2466 1545"> <tr> <th>線 量 区 分</th> <th>線量 (補助線量計による測定値)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部被ばくに係る実効線量</td> <td>1 mSv / 日</td> </tr> <tr> <td>4 mSv / 月</td> </tr> </table> <p>別表第6-13～別表第6-21 (変更なし)</p>	線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)	表面密度		<u>1 mSv / h</u>	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq / cm <sup>2</sup>	アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq / cm <sup>2</sup>	項 目		基 準 値	実効線量		1 mSv / 週	等価線量	眼の水晶体	<u>1</u> mSv / 週	皮膚	<u>10</u> mSv / 週	当該施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業			線 量 区 分	線量 (補助線量計による測定値)	外部被ばくに係る実効線量	1 mSv / 日	4 mSv / 月	<p>立入制限区域の基準の変更</p> <p>記録名の変更</p> <p>特殊放射線作業計画の提出に係る基準の見直し</p> <p>個人線量計の区分の明確化 (以下同じ。)</p>
線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	表面密度																																																																
<u>1 mSv / 週</u> (注)	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値 (注)	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq / cm <sup>2</sup>																																																															
		アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq / cm <sup>2</sup>																																																															
区 分	基 準 値																																																																	
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 (注)	実効線量	1 mSv																																																																
	等価線量	眼の水晶体 <u>5</u> mSv 皮膚 <u>15</u> mSv																																																																
作業区域内の線量当量率	10 mSv/h																																																																	
作業区域内空気中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値																																																																	
特殊作業で線量の推定が困難なもの																																																																		
(注) 定常的な作業の場合を除く。																																																																		
線 量 区 分	線量 (ポケット線量計等による測定値)																																																																	
外部被ばくに係る実効線量	1 mSv / 日																																																																	
	4 mSv / 月																																																																	
線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)	表面密度																																																																
<u>1 mSv / h</u>	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq / cm <sup>2</sup>																																																															
		アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq / cm <sup>2</sup>																																																															
項 目		基 準 値																																																																
実効線量		1 mSv / 週																																																																
等価線量	眼の水晶体	<u>1</u> mSv / 週																																																																
	皮膚	<u>10</u> mSv / 週																																																																
当該施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業																																																																		
線 量 区 分	線量 (補助線量計による測定値)																																																																	
外部被ばくに係る実効線量	1 mSv / 日																																																																	
	4 mSv / 月																																																																	

変更前	変更後	備考																										
<p>別表第6-2-2 放射線業務従事者に係る警戒線量</p> <table border="1" data-bbox="154 277 1175 569"> <thead> <tr> <th colspan="2">線量区分</th> <th>警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実効線量</td> <td>13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>40 mSv/3月</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130 mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>1 mSv/期間中 注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 女子にあつては妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者の指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子。 注2) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなったときから出産までの積算された線量。</p> <p>別表第11-1-1～別表第12-1 (省略)</p> <p>別図第2-1～別図第6-3-3 (省略)</p> <p>別記様式第6-1～別記様式第6-2 (省略)</p>	線量区分		警戒線量	実効線量		13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年	等価線量	眼の水晶体	<u>40 mSv/3月</u>	皮膚	130 mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)	<p>別表第6-2-2 放射線業務従事者に係る警戒線量</p> <table border="1" data-bbox="1347 277 2368 569"> <thead> <tr> <th colspan="2">線量区分</th> <th>警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実効線量</td> <td>13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>13 mSv/3月</u> <u>20 mSv/年</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130 mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>1 mSv/期間中 注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 女子にあつては妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者の指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子。 注2) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなったときから出産までの積算された線量。</p> <p>別表第11-1-1～別表第12-1 (変更なし)</p> <p>別図第2-1～別図第6-3-3 (変更なし)</p> <p>別記様式第6-1～別記様式第6-2 (変更なし)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	線量区分		警戒線量	実効線量		13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年	等価線量	眼の水晶体	<u>13 mSv/3月</u> <u>20 mSv/年</u>	皮膚	130 mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)	<p>眼の水晶体の等価線量限度変更に伴う見直し</p> <p>附則の追加</p>
線量区分		警戒線量																										
実効線量		13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年																										
等価線量	眼の水晶体	<u>40 mSv/3月</u>																										
	皮膚	130 mSv/3月																										
	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)																										
線量区分		警戒線量																										
実効線量		13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年																										
等価線量	眼の水晶体	<u>13 mSv/3月</u> <u>20 mSv/年</u>																										
	皮膚	130 mSv/3月																										
	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)																										

変更前								備考	
別表第2の2-3 品質マネジメントシステム文書体系									
品質マネジメント計画書 (QS-P08) (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	管理部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)		
							建設段階	運転段階	
4.1 一般要求事項	—	—	・総則 (大検-QAM-01)	・総則 (保安-QAM-01) ・重要度分類要領 (保安-QAM-02)	・総則 (放管部-QAM-01) ・重要度分類要領 (放管部-QAM-02)	・総則 (管理-QAM-01)	・総則 (OWTF-QAM-01) ・重要度分類要領 (OWTF-QAM-02)	・総則 (廃管-QAM-01) ・重要度分類要領 (廃管-QAM-02)	
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領 (QS-A01)	・大洗研究所文書及び記録の管理要領 (大洗 QAM-01)	—	—	—	—	—	—	
5.1 経営者の関与	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (QS-A09)	・安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守活動規則	—	—	—	—	—	—	
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領 (QS-A11)	—	—	—	—	—	—	—	
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証委員会の運営について (QS-A04)	・原子炉施設等安全審査委員会規則 ・品質保証推進委員会規則	—	—	—	—	—	—	
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー実施要領 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	・教育訓練管理要領 (QS-A07)	・大洗研究所教育・訓練管理要領 (大洗 QAM-07)	—	—	—	—	—	—	
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要領 (QS-A12)	・事故対策規則 ・大洗研究所放射線安全取扱手引 ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則 ・大洗研究所放射性廃棄物管理要領 ・PI 設定評価要領	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	—	—	・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12)	
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・フリーアクセス対応要領	—	—	—	—	—	—	
7.3 設計・開発	—	—	—	—	・設計・開発管理要領 (放管部 QAM-05)	—	・設計・開発管理要領 (OWTF-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (廃管-QAM-05)	
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要領 (QS-G01)	・大洗研究所調達管理要領 (大洗 QAM-02)	—	—	—	—	—	—	
7.5 業務の実施	—	—	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要領 (放管部-QAM-09)	—	—	・廃棄物管理施設等運転手引 (廃管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12)	
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器の管理要領 (放管部-QAM-06)	—	・監視機器及び測定機器の管理要領 (OWTF-QAM-07)	・監視機器及び測定機器の管理要領 (廃管-QAM-07)	
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要領 (QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—	
8.2.4 検査及び試験	—	・原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則 ・溶接検査要領	—	—	・検査及び試験の管理要領 (放管部-QAM-08)	—	・検査及び試験の管理要領 (OWTF-QAM-08)	・検査及び試験の管理要領 (廃管-QAM-08)	
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置	・不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (QS-A03)	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領 (大洗 QAM-03)	—	—	—	—	—	—	

変更後								備考	
別表第2の2-3 品質マネジメントシステム文書体系									
品質マネジメント計画書 (QS-P08) (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	管理部 (二次文書)	環境保全部 (二次文書)		
							建設段階	運転段階	
4.1 一般要求事項	—	—	・総則 (大検-QAM-01)	・総則 (保安-QAM-01) ・重要度分類要領 (保安-QAM-02)	・総則 (放管部-QAM-01) ・重要度分類要領 (放管部-QAM-02)	・総則 (管理-QAM-01)	・総則 (OWTF-QAM-01) ・重要度分類要領 (OWTF-QAM-02)	・総則 (廃管-QAM-01) ・重要度分類要領 (廃管-QAM-02)	
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	・文書及び記録管理要領 (QS-A01)	・大洗研究所文書及び記録 の管理要領 (大洗 QAM-01)	—	—	—	—	—	—	
5.1 経営者の関与	・安全文化の育成及び維持 並びに関係法令等の遵守 活動に係る実施要領 (QS-A09)	・安全文化の育成及び維持 並びに関係法令等の遵守 活動規則 (大洗 QAM-23)	—	—	—	—	—	—	
5.4.1 品質目標	・品質目標の設定管理要領 (QS-A11)	—	—	—	—	—	—	—	
5.5.4 内部コミュニケーション	・中央安全審査・品質保証 委員会の運営について (QS-A04)	・原子炉施設等安全審査委 員会規則 (大洗 QAM-12) ・品質保証推進委員会規則 (大洗 QAM-11)	—	—	—	—	—	—	
5.6 マネジメントレビュー	・マネジメントレビュー 実施要領 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	
6.2.2 力量、教育・訓練及び 認識	・教育訓練管理要領 (QS-A07)	・大洗研究所教育・訓練管理 要領 (大洗 QAM-07)	—	—	—	—	—	—	
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管 理要領 (QS-A12)	・事故対策規則 (大洗 QAM-21) ・大洗研究所放射線安全取 扱手引 (大洗 QAM-61) ・大洗研究所内放射性物質 等運搬規則 (大洗 QAM-22) ・大洗研究所放射性廃棄物 管理要領 (大洗 QAM-81) ・大洗研究所 P I 設定評価 要領 (大洗 QAM-24)	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要 領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要 領 (放管部-QAM-09)	—	—	・廃棄物管理施設等運転 手引 (廃管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12)	
7.2.3 外部とのコミュニケ ーション	—	・大洗研究所フリーアクセ ス対応要領 (大洗 QAM-25)	—	—	—	—	—	—	
7.3 設計・開発	—	—	—	—	・設計・開発管理要領 (放管部 QAM-05)	—	・設計・開発管理要領 (OWTF-QAM-05)	・設計・開発管理要領 (廃管-QAM-05)	
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理 要領 (QS-G01)	・大洗研究所調達管理要領 (大洗 QAM-02)	—	—	—	—	—	—	
7.5 業務の実施	—	—	・業務の管理要領 (大検-QAM-08)	・運転及び保守の管理要 領 (保安-QAM-09)	・運転及び保守の管理要 領 (放管部-QAM-09)	—	—	・廃棄物管理施設等運転 手引 (廃管-QAM-11) ・保守管理要領 (廃管-QAM-12)	
7.6 監視機器及び測定機器 の管理	—	—	—	—	・監視機器及び測定機器 の管理要領 (放管部-QAM-06)	—	・監視機器及び測定機器 の管理要領 (OWTF-QAM-07)	・監視機器及び測定機器 の管理要領 (廃管-QAM-07)	
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要 領 (QS-P03)	—	—	—	—	—	—	—	
8.2.4 検査及び試験	—	・大洗研究所原子炉施設、核 燃料物質使用施設、廃棄物 管理施設_独立検査組織運 営規則 (大洗 QAM-41) ・大洗研究所溶接検査要領 (大洗 QAM-42)	—	—	・検査及び試験の管理要 領 (放管部-QAM-08)	—	・検査及び試験の管理要 領 (OWTF-QAM-08)	・検査及び試験の管理要 領 (廃管-QAM-08)	
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置	・不適合管理並びに是正 及び未然防止処置要領 (QS-A03)	・大洗研究所不適合管理並 びに是正処置及び未然防 止処置要領 (大洗 QAM-03)	—	—	—	—	—	—	

文書名の適正化及  
び文書番号の追加  
(以下同じ。)